

地域研究シリーズ 40

和歌山県・世界最北限サンゴ群集と 地域貢献

齊藤 久美子

和歌山大学経済研究所

2010年

目 次

I . はじめに	1
II . 串本の海の魅力、そして串本町	3
1 . 串本の海の魅力	3
2 . サンゴ群落を用いた和歌山県経済活性化のためのアンケート調査	8
III . アンケートの結果	13
IV . アンケートの分析	17
V . 和歌山県の活性化のために	18

I. はじめに

筆者は和歌山県地域におけるサンゴ保全と経済効用の研究を沖縄県と比較しながら行ってきた。そこでは、世界最北限といわれる串本のサンゴ群生が、和歌山県経済に何らかの意味で貢献できないかということが、主たる問題意識である、その一環として、観光先進県といわれ、串本と同時にラムサール条約で指定された慶良間をはじめとする沖縄県諸地域と比較しながら、和歌山県経済活性化のための解決策を探ろうとした。

まず、「世界最北限」という用語について検討しよう。現在、和歌山県では、同じ和歌山県の串本よりも以北にある白浜町の四双島におけるサンゴ群落のオニヒトデなどからの保全が注目されている。それについては、紀州灘環境保全の会が保全活動に従事され、成果を見ている¹。また、それ以外にも、九州の熊本県天草、長崎県壱岐、千葉県房総半島などでも見られるようになってきている。しかし、ここでは、世界最北限サンゴ群落として有名な和歌山県串本を対象とし、その他の「世界最北限」地域のサンゴ群落についての検討は、後日の課題としたい。

さて、ここでは串本における観光協会での聞き取り調査、アンケート調査と沖縄県の比較を行う。まず、なぜ、この二か所について、扱うかということについて述べる。

従来、筆者は「ラムサール」をキーワードに研究を行ってきた。それは、2005年11月に慶良間のサンゴ礁域、および、串本のサンゴ群生域がラムサール条約によって、指定されたことによる。

しかしながら、研究を進めるにあたって、両者におけるラムサール条約の意義がかなり違うのではないかという結論に至った。

まず、串本では純粋にサンゴ保全の観点から、ラムサール条約を締結するように努力した。一方、慶良間においては、もちろん、サンゴ保全の意図から締結に努力されたのであるが、果たしてそれを額面どおり受け取っていいのであろうか。というのは、従来から、慶良間では座間味や渡嘉敷に拠点を置くダイビングショップと那覇など沖縄本島に拠点を置くダイビングショップとの利権をめぐる対立が続いている。従って、その利権の確保のために、ラムサール条約を締結したことを看板に掲げて、ダイビングポイントの制限などが行われているとの指摘もあるのである²。さらに、エコツアー法が制定され、2008年に施行されると、ラムサール条約に取ってかわって、エコツアー法が注目されるようになる。たとえば、それは2009年10月5日の読売新聞記事「ダイバーからサンゴ守れ」に、表われている。

¹ <http://www.starstar.co.jp/eco/frmecotop.htm>、2010年3月5日。

² 2009年7月、社団法人レジャー・スポーツ産業ダイビング協会理事(株式会社シーサー代表取締役社長)稲井日出司氏、2010年1月ダイビングショッププレフリ社長熊谷浩司氏らへの聞き取り調査による。

以下、それを引用してみよう。

ー引用初めー

ダイバーからサンゴ守れ…沖縄・慶良間で「半減」規制³

世界有数のサンゴ礁を誇る慶良間(けらま)諸島(沖縄県渡嘉敷村、座間味村)周辺海域で、来年4月以降、ダイバーの立ち入り制限が実施される見通しになった。

オニヒトデの食害などで激減したサンゴ礁を、ダイバーが傷つける被害が後を絶たないため、エコツーリズム推進法に基づく全国初の規制となる。両村はダイバーの数を現状の半数に制限する「総量規制」を行い、水深30メートルより浅い海でのダイビングには、村の承認が必要となる。環境省など4省が近く、両村の計画を承認する。

昨年施行のエコツーリズム推進法は、自然環境の保護と、観光振興の両立がねらい。地元市町村が協議会を設け、保護する動植物や、その生息域を「特定自然観光資源」に指定して、立ち入り制限や保護策を含む計画を作り、国の承認を受けて規制を実施する。

慶良間諸島では、1980年代にダイバーが急増。誤ってサンゴ礁を傷つけたり、ダイビング船からの污水排出が日常化し、90年代以降は、サンゴを食い荒らすオニヒトデの大量発生や海水温の上昇による白化現象で大きな被害が出た。

人口計1800人の両村を訪れる観光客は年々増加、ここ数年は毎年20万人を超え、サンゴへの悪影響が懸念されたため、利用ルール作りが急がれていた。

現状の半数を基準に立ち入り制限が行われた場合、例えば9月には渡嘉敷村全体でダイバーは1日上限550人、座間味村は700人に限定される。ダイビングの許可(立ち入り承認)は、個々のダイバーにではなく、ダイビングガイドなどの事業者に出される。過去にオニヒトデの駆除に協力したなどの保全活動の実績を参考に、村長がダイバーの人数枠を割り当てる。違反者には、30万円以下の罰金が科される。

約60のダイビング事業者で作る慶良間海域保全連合会の垣花薫会長は「悪質な事業者が追いやられ、お客さんも楽しめ、生態系も守っていける」と話している。

ー引用終わりー

3 「ダイバーからサンゴ守れ」『読売新聞』2009年10月5日

さらに、2010年1月、那覇のダイビングスクール・プレフリの社長、熊谷浩司氏に聞き取り調査をしたところ、「エコツーリズム推進法が制定されると、今まで『ラムサール条約』による環境保護を主張していた団体が、それを口にせず、エコツーリズム推進法を根拠として、保全(ダイバーの制限)を主張するようになった」との指摘があった。

もちろん、これには双方の言い分もあろう。しかし、少なくとも那覇ではそのように考えている場合もあるということは指摘しておきたい。

このようなこともあって、筆者はラムサールをキーワードとしてよいのかという問題に頭を悩ませている。

II. 串本の海の魅力、そして串本町

1. 串本の海の魅力

2005年11月にラムサール条約によって指定されたように、串本はそのサンゴ群落で有名である。たとえば、次の[写真1]を参照されたい。串本海中公園にはその見事なテーブルサンゴの群落が随所に見られる。また、串本沖には[写真2]で見られるようなオニヒトデポストも設置され、オニヒトデを見つけたダイバーがそこにオニヒトデを入れることにより、オニヒトデによる被害が拡大しないようになっている。

さらにまた、串本の潮岬は、本州最南端の岬として知られ、毎年2月には串本の火祭りが行われる。[写真2]を参照されたい。潮岬にある「望楼の芝生」に合図とともに、矢を引いて火が放たれ、花火が打ち上げられ、着火し、それが広がり、夜が更けるとともに、美しさを増す。観光協会も力を入れており、観光客に、「しょらさん鍋」や芋餅が無料でふるまわれる。

また、串本では、夏には花火大会が行われる。ほかに、先の潮岬にある潮岬灯台、串本から紀伊大島に向かうところにある約850mの列を成した大小40余りの岩柱である橋杭岩、また、紀伊山地を流れる古座川、トルコとの友好を示すトルコ記念館など、多くの観光名所が見られる⁴。

さらに、近隣の太地町は鯨の町として、新宮には熊野速玉大社、那智勝浦町には熊野那智大社や那智の滝、さらに最近田辺市に併合されている本宮町には熊野本宮大社、ほか熊野古道などを控え、まさに日本古代史のファンには垂涎の地である。

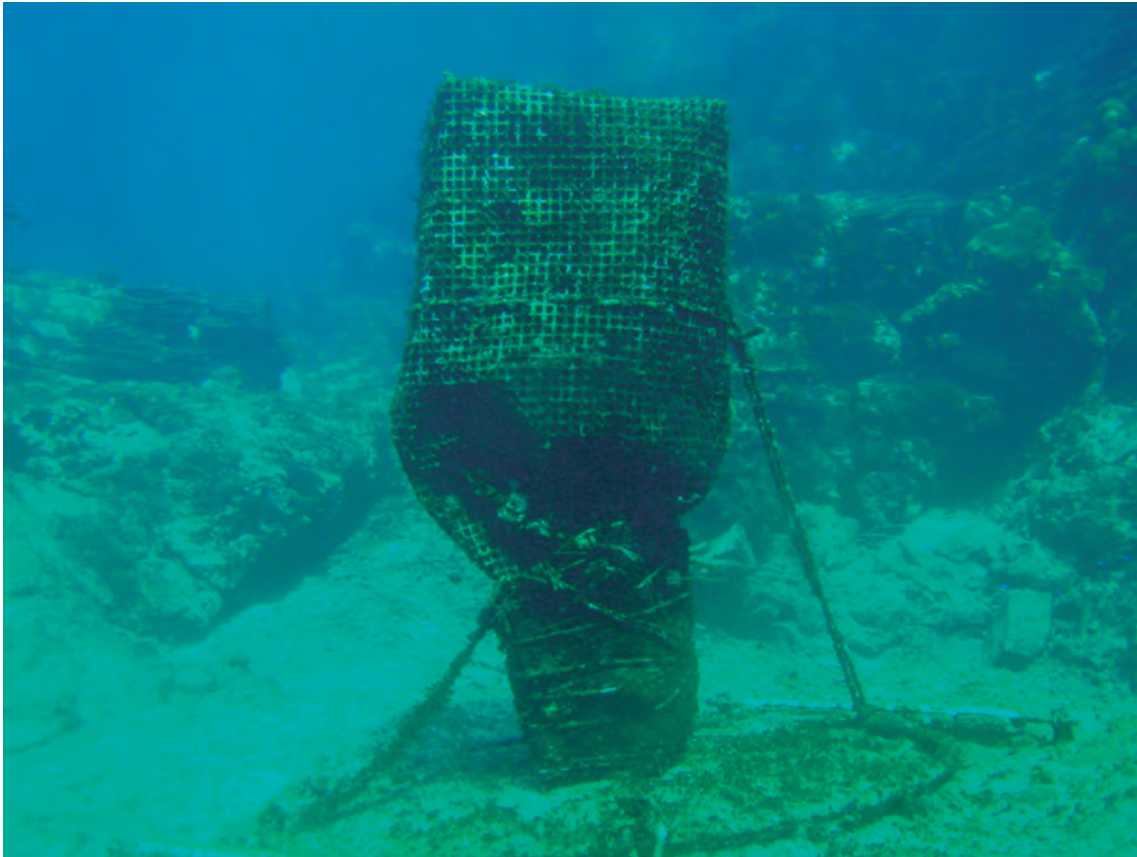
しかしながら、その状況は必ずしも樂觀視できない。たとえば、平成22年1月末日における地価は一平米あたり、41,800円であり、前年比6.9%減であり、ここ十年以上、下落の一途を辿っている。これは、全国的に見ればリーマンショック前には若干地価は上昇したのであるが、串本町はその恩恵を受けることすらなかったのである。

⁴ <http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/kanko/index.html>、2010年4月8日。

[写真1] 串本海中公園の中の見事なテーブルサンゴ（平成21年2月撮影）



[写真2] 串本沖のオニヒトデ駆除のためのオニヒトデポスト（平成21年2月撮影）



[写真3] 毎年2月に行われる串本での火祭り（2009年2月撮影）



まず、「望楼の芝生」。



そこに弓矢で放って火をつける。



花火が上がる。



火がつく。



「望楼の芝」に一面、火が広まる。

2. サンゴ群落を用いた和歌山県経済活性化のためのアンケート調査

筆者は、ここで、その見事なサンゴ群落を誇る和歌山県の串本町が、串本町、そして和歌山県全体の地域の活性化につながり、貢献することはできないかという問題意識にたって、2009年9月から10月にかけて、アンケート調査を行った。

そこで、同じ「ラムサール」というキーワードもあるが、なによりも観光先進県とされる沖縄県の比較として、比較分析を行うことを考えた。

まず、次に、和歌山県と沖縄県で行ったアンケート用紙を示す。これはそれぞれの地域の特長性もあるので、必ずしも同じものではない。そのため、それぞれについてその趣旨を明らかにしておきたい。

まず、和歌山では、串本町観光協会にお願いし、同協会を通じて、串本地域のダイビングショップにアンケートの配布および回収をしていただいた。沖縄県では、財団法人南西地域産業活性化センターを通じて、社団法人レジャー・スポーツダイビング産業協会沖縄支部にお願いし、関係するダイビング・マリンスポーツ関係のショップに配布および回収をしていただいた。サンゴ群落、サンゴ礁を利用するマリンスポーツ客全般について、アンケートをとればよかったのであるが、多くの制約があって、結果的に、和歌山県ではほぼ、ダイビング、沖縄県では、ダイビングを主として、後若干、スノーケリング客から回答を得たのはやむを得ない。それは、サンゴを主として利用する観光客はダイビング客であるためである。また、沖縄県では社団法人レジャー・スポーツダイビング産業協会沖縄支部を通じたことは先に述べたとおりであるが、さらに具体的にいえば、同協会の稲井日出司理事を通じて、同理事が代表取締役社長を務める株式会社シーサー(マリンハウスシーサー)の那覇店、阿嘉島店、ほか、砂辺のアークダイブにアンケートの便宜を図っていただいた。

サンゴ保全と経済効用の研究に関するアンケート 和歌山

本アンケートは和歌山大学経済研究所が行う「サンゴ保全と経済効用の研究のためのアンケートです。アンケートは研究以外の目的では利用いたしませんので、ご協力賜わることができれば幸いに存じます。

該当する□印にチェック✓をしてください。また、記述するところは記入をお願いいたします。

- ① あなた自身について、お伺いいたします。
- 1) 性別 男性 女性
 - 2) 年齢 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上
 - 3) 居住地 () 都道府県
 - 4) 税込の年収 100万円未満 100万～300万円未満 300万円～500万円未満 500万円～800万円未満 800万円～1000万円未満 1000万円～1500万円未満 1500万円以上
- ② 今回のご旅行についてお伺いいたします。
- 1) 目的について
ダイビングだけ ダイビングとマリンスポーツ ダイビングと観光
ダイビング、マリンスポーツと観光 その他(具体的に:)
 - 2) ご旅行の日程
日帰り 1泊2日 2泊3日 3泊4日 4泊5日 それ以上(具体的に:)
 - 3) 今回のご旅行はどなたと一緒に見えましたか。
一人 ご家族 友人同士 ショップツアーなどのグループ その他(具体的に:)
 - 4) 全体の旅行のご予算(一人当たり): ダイビング代金、宿泊代、交通費その他すべてを含みます
() 円
 - 5) 今回のご旅行で他の地域に行かれることも検討されましたか。 検討された場合、どちらとされましたか。
検討しなかった。
検討した。(具体的にどちらと:)
- ③ サンゴ保全と国際サンゴ礁年
- 1) サンゴ保全に関心がありますか?
ある ない どちらとも言えない
 - 2) サンゴ保全に関心のある方へ: どんな活動が必要だと思われますか。(複数回答可)
 サンゴの植え付け
 ダイビング使用の制限(回数や人数の制限)
 オニヒトデ駆除や赤土流出防止などのサンゴ保全対策のインフラ整備
 ダイバーなどの海面利用者や業者への課税・協力金
 ダイバーおよび業者への教育指導
 サンゴ保全を目的とした管理組織の設置
 サンゴ保全の理解促進(普及啓蒙活動)
 離島の場合、船舶利用者全員への課税(詳しくは裏面の3)をご参照ください)
 海砂等の採取の禁止(瀬戸内海では全面禁止となったが、沖縄県では容認されている)
 その他(具体的に:)

(裏へ続く)

- 3) 和歌山県や他の都道府県では、サンゴ保全を目的にすることも含んだ協力金をダイバーなどの海面利用者から徴集している地域があります。また、ある地域では、離島に移動する際に、ダイバーに限らず、船などの利用者全員から環境税を徴収しています。このような協力金、税金の徴集に対し、あなたは賛同できますか。

i) 海面利用について (複数回答可)

- 環境保全目的に限定した協力金をダイバーなどの海面利用者に課すことに賛成である。
 現行、行われているような漁業協力金(例えば、宮古島の美ら海協力金や串本町の漁業協力金など)をダイバーなどの海面利用者に課すことに賛成である。
 反対である。
 どちらとも言えない。

i-1) 賛成の場合、どの程度の負担が適当だと思われますか。

具体的に _____円

ii) 環境課税について(この場合、沖縄県などの周辺離島へ移動、上陸する場合に徴収するものとします。)

- ダイバーに限らず、離島へ移動する場合に環境税を課すことに賛成である。
 反対である。
 どちらとも言えない。

ii-1) 賛成の場合、どの程度の負担が適当だと思われますか。

具体的に _____円

iii) このような漁業協力金、環境課税に対してご意見をご自由にお書きください。

4) 国際サンゴ礁年

i) 昨年が国際サンゴ礁年であったことをご存知ですか。

- 知っていた 聞いたことはあるが、具体的には知らなかった 知らなかった

ii) 串本の鏑浦地区等のサンゴ群生がラムサール条約に登録されていることをご存知ですか。

- 知っていた 知らなかった

iii) 串本がラムサール条約に登録されていると知っていた方へ：今回のご旅行にラムサール条約登録は大きなきっかけになりましたか。

- なった ならなかった どちらとも言えない

5) その他、サンゴ保全やそのための経済負担についてご意見があれば、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

和歌山大学経済研究所
和歌山大学経済学部 齊藤久美子研究室

サンゴ保全と経済効用に関するアンケート 沖縄

本アンケートは和歌山大学経済研究所が行うサンゴ保全と経済効用の研究のためのアンケートです。本アンケートは和歌山県地域と比較するため、沖縄県においても行いたく存じます。アンケートは研究以外の目的では利用いたしませんので、ご協力賜わることができれば幸いに存じます。

該当する□印にチェック✓をしてください。また、記述するところは記入をお願いいたします。

① あなた自身について、お伺いいたします。

- 1) 性別 男性 女性
- 2) 年齢 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上
- 3) 居住地 () 都道府県
- 4) 税込の年収 100万円未満 100万～300万円未満 300万円～500万円未満 500万円～800万円未満 800万円～1000万円未満 1000万円～1500万円未満 1500万円以上

② 今回のご旅行についてお伺いいたします。

- 1) 目的について
ダイビングだけ ダイビングとマリンスポーツ ダイビングと観光
ダイビング、マリンスポーツと観光 その他(具体的に:)
- 2) ご旅行の日程
日帰り 1泊2日 2泊3日 3泊4日 4泊5日 それ以上(具体的に:)
- 3) 今回のご旅行はどなたと一緒に見えましたか。
一人 ご家族 友人同士 ショッピングツアーなどのグループ その他(具体的に:)
- 4) 全体の旅行のご予算(一人当たり): ダイビング代金、宿泊代、交通費その他すべてを含みます
() 円
- 5) 今回のご旅行で他の地域に行かれることも検討されましたか。 検討された場合、どちらとされましたか。
検討しなかった。
検討した。(具体的にどちらと:)

③ サンゴ保全と国際サンゴ礁年

- 1) サンゴ保全に関心がありますか?
ある ない どちらとも言えない
- 2) サンゴ保全に関心のある方へ: どんな活動が必要だと思われますか。(複数回答可)
 サンゴの植え付け
 ダイビング使用の制限(回数や人数の制限)
 オニヒトデ駆除や赤土流出防止などのサンゴ保全対策のインフラ整備
 ダイバーなどの海面利用者や業者への課税・協力金
 ダイバーおよび業者への教育指導
 サンゴ保全を目的とした管理組織の設置
 サンゴ保全の理解促進(普及啓蒙活動)
 海砂の採取禁止(瀬戸内海では全面禁止されているもの沖縄県では現在、容認されている)
 離島の場合、船舶利用者全員への課税(詳しくは裏面の3)をご参照ください)
 その他(具体的に:)

(裏へ続く)

- 3) 沖縄県の一部や他の都道府県では、サンゴ保全を目的にすることも含んだ協力を金をダイバーなどの海面利用者から徴集している地域があります。また、ある地域では、離島に移動する際に、ダイバーに限らず、船などの利用客全員から環境税を徴集しています。このような協力金、税金の徴集に対し、あなたは賛同できますか。

i) 海面利用について (複数回答可)

- 環境保全目的に限定した協力を金をダイバーなどの海面利用者に課すことに賛成である。
 現行、行われているような漁業協力金 (例えば、宮古島の美ら海協力金や串本町の漁業協力金など) をダイバーなどの海面利用者に課すことに賛成である。
 反対である。
 どちらとも言えない。

i-1) 賛成の場合、どの程度の負担が適当だと思われますか。

具体的に _____円

ii) 環境課税について(この場合、周辺離島へ移動、上陸する場合に徴収するものとします。)

- ダイバーに限らず、離島へ移動する場合に環境税を課すことに賛成である。
 反対である。
 どちらとも言えない。

ii-1) 賛成の場合、どの程度の負担が適当だと思われますか。

具体的に _____円

iii) このような漁業協力金、環境課税に対してご意見をご自由にお書きください。

4) 国際サンゴ礁年

i) 昨年が国際サンゴ礁年であったことをご存知ですか。

- 知っていた 聞いたことはあるが、具体的には知らなかった 知らなかった

ii) 沖縄県の慶良間海域のサンゴ礁がラムサール条約に登録されていることをご存知ですか。

- 知っていた 知らなかった

iii) 慶良間がラムサール条約に登録されていると知っていた方へ:

今回のご旅行にラムサール条約登録は大きなきっかけになりましたか。

- なった ならなかった どちらとも言えない

5) その他、サンゴ保全やそのための経済負担についてご意見があれば、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

和歌山大学経済研究所

和歌山大学経済学部 齊藤久美子研究室

さて、具体的にアンケートの内容について検討することにする。

まず、①では回答者の属性について質問している。それは男女別、年齢別、居住地別、そして経済に関わるアンケートであるため、年収も関連していると考えられるので、その年収についても質問した。

次に、②では旅行の目的、日程、同行者、そして予算などを質問した。

そして、③についてはサンゴ保全への関心、環境保全のための経済的負担、国際サンゴ礁年への関心、その他について質問している。この場合、和歌山県と沖縄県の違いに考慮しつつ質問を行っている。

Ⅲ. アンケートの結果

和歌山県における回答総数は330、沖縄県は158であった。沖縄県は、シーサー那覇店、阿嘉島店、アークダイブという3箇所からの集計であるが、絶対数が少ないため、個別の集計は行わない。

①属性

1) 性別 (単位:人)

	和歌山	沖縄
男	164	74
女	160	81
回答なし	6	3
合計	330	158

2) 年齢 (単位:人)

	和歌山	沖縄
20歳未満	2	1
20歳代	61	28
30歳代	95	51
40歳代	106	51
50歳代	44	11
60歳代	10	8
70歳以上	1	2
回答なし	11	6
合計	330	158

3) 居住地 (単位:人)

	和歌山	沖縄
北海道	0	7
東北	0	9
関東	4	55
北陸	8	5
中部・東海	71	18
近畿	221	30
中国・四国	12	11
九州	2	9
沖縄	0	7
回答なし	12	7
合計	330	158

4) 税込みの年収 (単位:人)

	和歌山	沖縄
100万円未満	8	9
～300万円未満	53	17
～500万円未満	111	43
～800万円未満	119	58
～1,000万円未満	11	11
～1,500万円未満	8	8
1,500万円以上	2	1
回答なし	18	11
合計	330	158

②旅行について

1) 目的 (単位:人)

	和歌山	沖縄
ダイビングだけ	274	67
ダイビングとマリンスポーツ	2	21
ダイビングと観光	44	51
ダイビング、マリンスポーツと観光	2	7
その他	1	5
回答なし	7	7
合計	330	158

2) 旅行の日程 (単位:人)

	和歌山	沖縄
日帰り	41	3
1泊2日	172	2
2泊3日	97	11
3泊4日	9	24
4泊5日	4	95
それ以上	2	17
回答なし	5	6
合計	330	158

3) 同行者 (単位:人)

	和歌山	沖縄
一人	141	55
家族	32	40
友人同士	116	49
ショッピングツアーなど	21	9
その他	7	1
回答なし	13	4
合計	330	158

4) 予算 (単位:人)

	和歌山	沖縄
~3万円	40	1
~5万円	265	16
~8万円	14	53
~10万円	2	56
10万円以上	3	25
回答なし	6	7
合計	330	158

5) 旅行にあたって、他の地域へ行くことも検討したか (単位:人)

	和歌山	沖縄
検討した	25	58
検討しなかった	299	94
回答なし	6	6
合計	330	158

具体的な場所 (単位:人)

検討した場所:	和歌山
その他和歌山県内	18
三重県内	9
日本海側	5
伊豆	4
四国	3
回答なし	2

検討した場所:	沖縄
石垣	19
宮古	17
座間味	9
久米島	6
グアム	6
その他	8
回答なし	7

③サンゴ保全と国際サンゴ礁年

1) サンゴ保全に関心ありますか？

	和歌山	沖縄
ある	261	115
ない	0	0
どちらとも言えない	52	32
回答なし	17	11
合計	330	158

2) サンゴ保全に関心のある方へ：どんな活動が必要だと思われますか？（複数回答可）

	和歌山	沖縄
サンゴの植え付け	72	35
ダイビング使用の制限（回数や人数の制限）	55	45
オニヒトデ駆除や赤土流出防止などのサンゴ保全対策のインフラ整備	79	41
ダイバーなどの海面利用者や業者への課税・協力金	47	44
ダイバーおよび業者への教育指導	101	79
サンゴ保全を目的とした管理組織の設置	68	62
サンゴ保全の理解促進（普及啓蒙活動）	211	66
離島の場合、船舶利用者全員への課税	38	28
海砂などの採取の禁止	25	48
その他（*）	9	5

（*）サンゴの植え付けだけでなくサンゴの移植

（*）ゴミを捨てない

（*）アンカーを架けない

（*）フィンキックなどダイビングスキルの向上

3) 海面利用、環境税などの負担について

i) 海面利用者からの協力金の徴集（単位：人）

	和歌山	沖縄
環境保全に限定した協力金	78	28
現行行われているような漁業協力金	45	20
反対	35	10
どちらとも言えない	155	78
回答なし	17	22
合計	330	158

i-1) 賛成ならばその金額 (単位: 人)

	和歌山	沖縄
~100円	2	7
~300円	46	18
~500円	153	65
~1000円	1	1
1001円~	0	1

ii) 環境課税について (沖縄県などの周辺離島へ移動、上陸する場合に徴収するもの) (単位: 人)

	和歌山	沖縄
賛成	180	73
反対	41	45
どちらとも言えない	59	14
回答なし	50	26
合計	330	158

ii-1) 賛成ならば、その金額 (単位: 人)

	和歌山	沖縄
~100円	151	44
~300円	15	21
~500円	4	2
~1000円	0	0

4) 国際サンゴ礁年

i) 2008年は国際サンゴ礁年であることを知っていた。

	和歌山	沖縄
知っていた	128	83
聞いたことはあった	85	35
知らなかった	83	24
回答なし	34	16
合計	330	158

ii-1) 串本の鍔浦海中公園がラムサール条約によって、指定されていることを知っていた。

ii-2) 慶良間がラムサール条約によって、指定されていることを知っていた。

	和歌山 (ii-1)	沖縄 (ii-2)
知っていた	181	100
知らなかった	139	49
回答なし	10	9
合計	330	158

iii) ラムサール条約によって指定されていることを知っていた方へ：

今回の旅行が、ラムサール条約によって指定されていることがきっかけとなった
 でしょうか。

きっかけになった	85	49
ならなかった	50	33
回答なし	46	18
合 計	181	100

5) 自由意見(「3-iii)このような漁業協力金、環境課税に対してご意見をご自由にお書きください」を含む)

環境課税は自然を守るためには必要かもしれない。———15

尾瀬を見ると、このような協力金の必要性は当然だと思われま。——— 1

環境課税はダイバーには必要かなと思うが、観光だけでできている人には酷かと思われ。——— 1

この不況下で協力金や課税は、客数を減らすことになるので反対——— 3

協力金には反対である。というのも不正の温床になるから。———10

収支を明確にすることを条件に協力金は必要である。——— 6

IV. アンケートの分析

以上がアンケートの結果である。大きく結論を言うと、次のようになる。

- 1) 顧客は沖縄の場合、全国から来ているが、串本は、その大多数を関西、東海から占める。
- 2) サンゴ利用の観光客ということで、幅広い客層を期待したが、アンケートの制約上、多くがダイビング客に限定された。それと同時に、ダイビングが比較的、費用がかかるスポーツであるゆえ、年齢層は30代～40代・50代に集中し、若年層は比較的少なかった。
- 3) 旅行日数は沖縄のほうが串本より二倍以上長かった。それは、串本は列車または自動車移動可能であるのに対し、沖縄はそのほとんどが航空機による移動を前提としているからである。また、ダイビングというスポーツは、ダイビングをした当日は、減圧症回避のため、飛行機に乗らないのが原則である。そのために、どうしても日数が長くなる。
- 4) 予算に関しても、沖縄のほうが串本よりもはるかに金額的に高い。それは、航空運賃、日数が長い、などの理由により、どうしても高額になるからである。さらにまた、串本であれば、週末を利用して、「気軽に」移動することも可能であるが、沖縄の場合

は、「週末」だけでなく数日間の「バケーション」になるためであろう。

- 5) 旅行にあたって、目的地に替わるところを候補として考えたものは、少ない。そして、その候補は「同じぐらいの予算と日程」で行けるところを考えていると思われる。
- 6) 多くの顧客がサンゴ保全に関心を示し、「関心がない」と言ったものは皆無であった。これは、ある意味、サンゴを利用したマリンスポーツ(主としてダイビング)であるため、当然であろう。
- 7) また、サンゴの保全の方法についてはさまざまに関心があるが、果たして具体的なイメージが描かれているのか、疑問である。
- 8) 海面利用への協力金、課税については「賛成」というよりも「どちらともいえない」というものが多く、回答を留保しているように見受けられる。また、積極的に賛成している者も自由回答欄からみても少ないのである。
- 9) 環境課税への負担金であるが、賛成とする者でも「1年1000円」とか「1年2000円」とか答えるものもあった。これは、都合上「1年1000円」は「~100円」、「1年2000円」は「~300円」に含めた。その理由はこのように、回答するものはおそらく「リピーター」であろうと考えられるからであるが、もう少し、筆者も分析する必要がある。
- 10) 慶良間、串本というサンゴ礁、サンゴ群生で非常に有名な地を直接訪れているにもかかわらず、そして、当時、あちらこちらに国際サンゴ礁年のステッカーなどで宣伝されていたにもかかわらず、国際サンゴ礁年であることはあまり知られていなかった。それゆえ、訪れる動機にも直接結びついていなかった。もう少し、普及啓蒙活動をすれば、経済効果にも役立ったと思われる。
- 11) 多くの者が協力金や環境課税に関して「消極的」である。また、経費の透明性の確保について述べる者もいる。これは無記名のアンケートによるための「本音」であると思われる。

以上が、アンケートの結果の概要分析である。

V. 和歌山県の活性化のために

以上の調査、アンケート分析により、同じ「サンゴ」や「ラムサール条約」をキーワードにしても、沖縄県と和歌山県ではかなり観光客の意識が違うことがわかれた。

もちろん、沖縄県にも抱える問題は多く、県民所得は全国最下位であり、観光客が沖縄県経済に貢献している具体性についても分析が必要である。

しかし、本稿においては、いかにして、サンゴ群生を利用して、観光客を誘致して、観光が和歌山県経済に貢献するかを明らかにすることが課題である。

その一つは、和歌山県の世界遺産や自然を利用した観光を合わせて利用することであろう。和歌山には高野山、熊野古道のみならず、多くの名所旧跡や素晴らしい自然も残され

ている。それらを利用することが早道である。

また、もう一つは、週末を利用した短期の観光客が多いため、いかにして「リピーター」を増加させることも必要である。沖縄、慶良間に比べて、半分以下の資金で各地から訪れることのできる和歌山、「思いついたら」列車や、自家用車で来ることができるのであるから圧倒的に、沖縄よりも有利である。

また、自然保護運動と観光を連動させることも可能である。たとえば、沖縄県では「美ら海振興会」が中心となって2010年11月に「イキイキサンゴ大作戦」と題して、全国からダイバーを集めて、大きなイベントを行っている。もちろん、自然保護運動が「商業ベース」に連動することには眉をひそめる向きもあろう。筆者はここで、可能性を示唆しているのである。

以上、筆者に課せられた研究課題はまだ多い。それについては引き続き、筆者の研究課題としたい。

[付記]

本稿執筆に当たっては多くの方のお世話になった。以下に記して、感謝の意を表したい(順不同)。

環境省那覇自然事務所様、
串本町役場様、
串本町観光協会様、
串本「マリンセンター」社長 中村洋介様、
串本「ボンテッククラブ」様、
財団法人南西産業技術活性化センター 上江洲豪様、
株式会社シーサー代表取締役社長 稲井日出司様、
ダイビングスクールプレフリ社長 熊谷浩司様、
アークダイブ様、
その他関係する皆様。